

## 防衛費の財源確保のための税制措置

### 1. 改正の概要

防衛力の抜本的な強化を目的に、防衛費の財源として2027年度(令和9年度)において1兆円強を確保するため、下記の税制措置を講ずる。

税目	現行制度	税制措置 (2024年(令和6年)以降)
法人税	-	防衛費財源: (基準法人税額 - 500万円) × 4~4.5% (※1、2)
所得税	復興特別所得税: 基準所得税額 × 2.1% 課税期間: 2037年(令和19年)12月31日まで	防衛費財源: 基準所得税額 × 1.0% 復興特別所得税: 基準所得税額 × 1.1% 課税期間: 延長(期間未定)
たばこ税	-	1本あたり3円相当の引き上げ 国産葉たばこ農家への影響に十分配慮し、 段階的に実施

(※1) 法人税率は原則23.2%のため、実質1%前後の負担増となる見込み。

(※2) 中小法人については、課税所得2,400万円程度までは課税されない見込み(中小企業者等の法人税の軽減税率(15%)適用の場合)。

課税所得2,400万円の場合の法人税額:  $800万円 \times 15\% + (2,400万円 - 800万円) \times 23.2\% = 491万円 < 500万円$

### 2. 適用時期

未定(2024年(令和6年)以降)の適切な時期とする旨の記載のみ)

### 3. 今後の注目点

- ・適用時期はいつとなるか。
- ・法人税の課税標準(基準法人税額)は、復興特別法人税と同様の取扱いとなるか(留保金課税の加算前、かつ所得税額控除・外国税額控除等の控除前の法人税額)。
- ・復興特別所得税を含めた課税期間の延長期間は何年となるか。